

講義録レポート

講義録コード

06-13-8-601-01

講 座	社会保険労務士	科目①	
目標年	2013年合格目標	科目②	
コース	第45回社会保険労務士 本試験解答解説会	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途			

収録日	2013 年 8 月 31 日		
講師名	高橋 眞幸 先生 高橋 比沙子 先生 宮島 哲浩 先生	板書枚数	1 枚 ※レポート含まず
		補助レジュメ枚数	56 枚
		その他 ()	枚

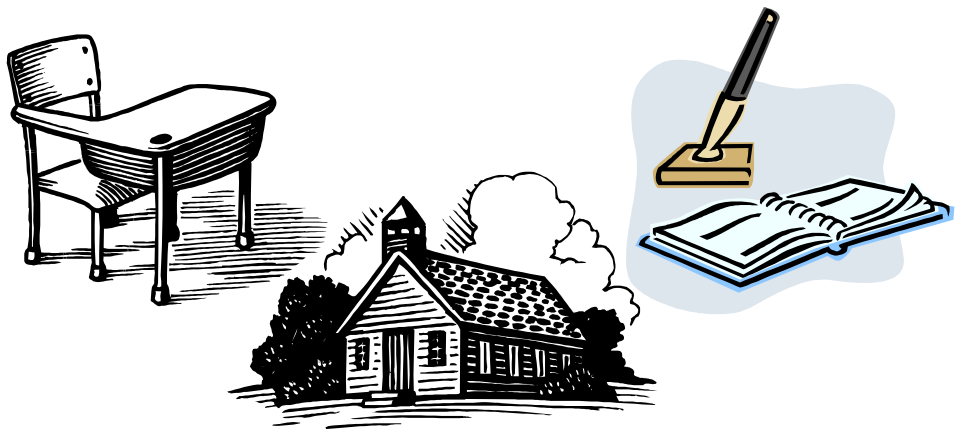
授業構成	90分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●基本テキスト [] P. ~ P.		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) (解答解説会 配布資料)		
	●補助レジュメ (解答解説会 添付資料)	56 枚	講義録添付 (有・無)
	●その他 ()	枚	講義録添付 (有・無)
備考	*DVDご視聴の方へ* 正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します) 本解説講義には板書はございません。		

第45回（平成25年度）

社会保険労務士試験

TAC社会保険労務士講座

解答解説会



平成25年8月31日～9月1日 解答解説会資料

063-8900-1050-15

※この解答速報の著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。
※この解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による解答について保証するものではありません。

第45回 本 試 験 分 析

◎特徴

1. 択一式… ここ数年の出題内容と比較して、全体的に難易度が高く、高得点が狙える科目が少なかった印象を受ける。労基法以外でも、労災法、労一、健保法で判例からの出題があり、また、昨年に引き続き組み合わせ問題の出題もあること等、全体的な出題傾向の変化も見られ、多くの受験生が苦戦したと思われる。一方で、厚年法は基本事項からの出題が中心であり、例年に比べて、高得点が狙える内容であった。
2. 選択式… 全体的に例年に比べて得点しづらい科目が多かった印象を受ける。労基法で判例からの出題があったが、判例を知らなくても解答することはできるレベルの問題であった。一方で、労災法、社一、健保法は細かい内容を問う問題であり、多くの受験生が苦戦したと思われる。

◎合格ラインの予想

1. 択一式… 総得点 46点以上 各科目 4点以上
2. 選択式… 総得点 26点以上 各科目 3点以上

合格ライン予想は、本試験終了時点での予想であり「本試験解答分析サービス」の結果を加味する前のものとなっています。最終予想は9月13日(金)より本試験解答分析サービス <http://www.tac-school.co.jp/sokuhou/sharosi/> にてご案内いたします

◎目標点

※目標点は難易度を基準に設定したものであり科目ごとの合否ラインとは関係がありません。

【択一式】

科目	労基・安衛	労災・徴収	雇用・徴収	労一・社一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	7	4 + 2	5 + 3	2 + 4	7	8	6	48

【選択式】

科目	労基・安衛	労 災	雇 用	労 一	社 一	健 保	厚 年	国 年	計
得点	3	3	5	3	3	3	5	5	30

◎択一式問題 科目別コメント

- 労基・安衛…労基法は、条文上の知識を細かく問うより、法の解釈など本質的な事項を問う問題が多かったという印象を受けた。安衛法は問9はA～Cの正誤の判断は難しいが、Dが基本事項であるため得点できるであろう。
- 労災・徴収…問1、3、4は平易だが、手続と判例に関する問2、5、6は解きにくい。問7も確実な理解と知識がないと簡単には正解肢は選べない。徴収法は問10がやや難しいが、他は基本事項からの出題であった。
- 雇用・徴収…雇用保険法施行規則に規定のある実務等に関する細かい内容からの出題もみら

れたが、テキスト等に記載のある基本的な事項が正確に押さえられていれば、解答を出すことは決して難しくはない問題も多かった。徴収法は、いずれも基本事項の理解で正解肢を導き出せるものであり、総合点確保のためにも、すべて得点しておきたい問題である。

- 常識** … 労一は、昨年に続き判例からの出題が目立ち、正解肢が絞り難い。また、労働経済についても馴染みのない統計からの出題であり、かつ、正解肢が判断しづらく難解であった。問3以外では、問1又は問2で得点しておきたい。改正点からの出題はほぼなし。社一は、問6を除けば易しい問題で構成されており、4点は確保したいところである。
- 健保** … これまで本試験で出題されたことのない通達や判例を問うものや、細部の規定からの出題が目立ち、近年の健保法の中では難易度が高いものとなった。高得点は難しいかもしれないが、問2、問4、問5など正解肢が基本事項である問題を確実に得点することで、合格ラインに近づけたい。
- 厚年** … 基本事項からの出題が中心である。テキストの基本事項を押さえ、過去問の演習をきちんと行っていれば、高得点を確保することは十分可能と思われる。問3は厚生年金基金からの出題であり、今回の問題の中では難易度の高い問題であったが、正解肢がH15及びH17に出題された論点であるため、過去10年本試験問題集等で演習を行っていれば、正解を導くことは可能と思われる。
- 国年** … 応用問題もみられたが、基本事項を押さえれば7点は得点できる出題であった。事例問題(問9)は断片的な知識で正解を選ぶことは困難でも、背景を丁寧に吟味していけば、解答を絞り込むことは可能であった。

◎選択式問題 科目別コメント

- 労基・安衛** … 労基法は最高裁の判例ではあるが、判例を知らなくても解答することはできるレベルの問題であった。Aは条文上の文言ではないが、文脈から判断して解答することは充分可能かと思われる。安衛法は、テキストをしっかりと読んでいれば解答できる内容であった。
- 労災** … 選択式対策として本問の根拠条文を押さえていた受験生はいないと思われる。問題文の熟読によってA、C、Eの正解肢に辿り着けるかどうか。
- 雇用** … 雇用保険法における「日雇労働者」の定義の問題ということが認識できれば、5点を得点することが十分可能な問題である。総得点で合格点を確保するためにも、この問題では取りこぼしのないようにしておきたい。
- 労一** … 法規(改正点)と労働経済を組み合わせた構成での出題だった。改正点Aは基本事項。B、C、Dは基本事項ではないが、推察することで正解することが比較的可能な問題であった。
- 社一** … 非常に難問である。Aを必ず正解した上で、C～Eでなんとか2点を得点し、合計3点を確保したい。
- 健保** … AからCは健康保険組合に関する出題である。Cは基本事項であるが、ABは細部からの出題で難易度が高い。また、DEについても高額介護合算療養費に関する細部からの出題のため、高得点は難しいと考えられる。
- 厚年** … すべて基本的事項からの出題となっており、昨年と比較しても難易度は大幅に下がった。テキストや暗記カード等の記載内容をしっかりと押さえおけば、すべて正解を導き出せるであろう。
- 国年** … 平成24年10月の法改正事項からの出題である。すべて基本的な事項であるので5点満点も可能と思われる。

択一式解答

平成25年8月26日 10:00現在

科目名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
労働基準法 労働安全衛生法	A	B	B	B	A	E	E	C	D	E
労災保険法 (徴収法含む)	B	C	B	C	D	E	B	D	A	D
雇用保険法 (徴収法含む)	A	E	C	C	B	C	D	B	A	B
労働及び社会保険 に関する一般常識	D	C	B	A	D	A	C	C	D	C
健康保険法	C	D	B	D	C	C	E	A	A	C
厚生年金保険法	E	C	A	B	E	E	D	A	D	B
国民年金法	D	E	E	D	B	E	C	B	C	A

選 択 式 解 答

平成25年8月25日 17:20現在

〔問 1〕 労働基準法・労働安全衛生法

(最二小平成21. 12. 28ことぶき事件、安衛則7条1項6号、安衛則52条)

- A (13) 長さ
- B (4) 午後10時から午前5時まで
- C (12) 適用しない
- D (17) 労働安全衛生規則第44条の規定
によるいわゆる定期健康診断
- E (1) 衛生工学衛生管理者免許を受けた者

〔問 2〕 労働者災害補償保険法

(則9条の4, 1項)

- A (12) 常用労働者
- B (3) 20
- C (19) 最も低い
- D (18) 最も高い
- E (8) 30

〔問 3〕 雇用保険法

(法42条)

- A (20) 日雇労働者
- B (19) 日々雇用される者
- C (12) 30日
- D (9) 18日
- E (13) 31日

〔問 4〕 労働に関する一般常識

(障害者雇用促進法43条7項、同法78条1項、同則7条、「平成24年障害者雇用状況の集計結果(厚生労働省)」)

- A (1) 50
- B (3) 障害者雇用推進者
- C (4) 半数近く
- D (4) 1000人以上規模
- E (3) 約6割

〔問 5〕 社会保険に関する一般常識

(平成24年版厚生労働白書 P393、P460、P470)

- A (10) 財政安定化基金
- B (3) 4, 972円
- C (20) ブラジル
- D (12) 従業員であった方(事業主や役員でなかった方)
- E (16) 年金記録確認第三者委員会

〔問 6〕 健康保険法

(法28条1項、法115条の2、令16条3項、令30条1項、令43条の2, 1項、令43条の3, 1項1号、則14条、平成20. 3. 31厚労告225号)

- A (17) 翌月20日
- B (13) 組合会の議決を経て
- C (10) 3年間
- D (1) 500
- E (7) 670, 000

〔問 7〕 厚生年金保険法

((60) 法附則47条4項、法98条4項、則41条5項他)

- A (1) 平成3年
- B (4) 5分の6
- C (1) 戸籍法
- D (2) 10日
- E (1) 7日

〔問 8〕 国民年金法

((23) 法附則2条1項)

- A (3) 3年
- B (20) 老齢基礎年金の受給権者
- C (6) 10年
- D (11) 時効によって消滅
- E (9) 後納保険料

難 易 度 一 覧 表

【択一式】

科目名	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問10	◎	△	●	
労働基準法 労働安全衛生法	◎	△	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	7	3	0	
労災保険法 (徴収法含む)	◎	△	◎	◎	●	△	△	◎	◎	△	5	4	1	
雇用保険法 (徴収法含む)	◎	△	◎	◎	△	◎	△	◎	◎	◎	7	3	0	
労働及び社会保険 に関する一般常識	△	△	◎	●	●	△	◎	◎	◎	◎	5	3	2	
健康保険法	△	◎	△	◎	◎	△	●	△	◎	△	4	5	1	
厚生年金保険法	◎	◎	△	△	◎	◎	◎	◎	◎	◎	8	2	0	
国民年金法	△	◎	◎	●	△	◎	◎	●	△	◎	5	3	2	
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)											個数	41	23	6
											%	58	33	9

【選択式】

科目名	A	B	C	D	E	◎	△	●
労働基準法 労働安全衛生法	△	◎	△	◎	◎	3	2	0
労災保険法	△	●	△	●	△	0	3	2
雇用保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
労働一般常識	◎	◎	△	△	●	2	2	1
社会一般常識	◎	●	△	△	△	1	3	1
健康保険法	●	●	◎	△	△	1	2	2
厚生年金保険法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
国民年金法	◎	◎	◎	◎	◎	5	0	0
(◎ : 得点したい △ : やや難・応用問題 ● : 難問)						22	12	6

選択式 ズバリの中

本試験問題

T A C教材

(上段：問題、下段：答え)

【 労働基準法 】

他方、同条3項は、使用者が原則として
[B] の間において労働させた場合
においては、その時間の労働について所定の
割増賃金を支払わなければならない旨を規
定するが、・ ・ (略) ・ ・ 解される。

B：午後10時から午前5時まで

教材・箇所等

暗記カード① 労基-23

使用者が、[A] から [B] まで (原
則) の間において労働させた場合においては、
その時間の労働については、通常の労働時間の
賃金の計算額の2割5分以上の率で計算した
割増賃金を支払わなければならない。

A：午後10時

B：午前5時

【 労働安全衛生法 】

労働安全衛生規則第7条第1項第6号
は、常時500人を超える労働者を使用する
事業場で、坑内労働、・ ・ (略) ・ ・ 有害物の
粉じん、蒸気若しくはガスを発散する場所
における業務に「常時30人以上の労働者を
従事させるものにあつては、衛生管理者の
うち1人を [E] のうちから選任」し
なければならない旨規定している。

E：衛生工学衛生管理者免許を受けた者

教材・箇所等

暗記カード① 安衛-5

常時 [C] 労働者を使用する事業場で、
坑内労働又は労働基準法施行規則第18条各号
に掲げる健康上特に有害な業務のうち、一定の
もの・ ・ (略) ・ ・ に常時 [D] 労働者を従
事させるものにあつては、衛生管理者のうち1
人を [E] を受けた者のうちから選任する
こと。

C：500人を超える

D：30人以上の

E：衛生工学衛生管理者免許

【 雇用保険法 】

雇用保険法第42条は、同法第3章第4節において〔 A 〕とは、〔 B 〕又は〔 C 〕以内の期間を定めて雇用される者のいずれかに該当する労働者・・(略)・・をいう旨を規定している。
B：日々雇用される者 C：30日



教材・箇所等
暗記カード① 雇用－4
①日雇労働者 原則として、次のいずれかに該当する労働者をいう。 ④〔 D 〕される者 ⑤〔 E 〕の期間を定めて雇用される者
D：日々雇用 E：30日以内

【 健康保険法 】

3 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたものは、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画（以下「健全化計画」という。）を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならないが、その健全化計画は、厚生労働大臣の指定の日の属する年度の翌年度を初年度とする〔 C 〕の計画とする。
C：3年間



教材・箇所等
実力完成答練第5回 選択式問8A
1 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であって、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたものは、その指定の日の属する〔 A 〕の財政の健全化に関する計画を定め、厚生労働大臣の〔 B 〕を受けなければならない。
A：年度の翌年度を初年度とする3箇年間 B：承認

【 厚生年金保険法 】

昭和 61 年 4 月 1 日から [A] 4 月 1 日
前までの被保険者期間について、当該第 3
種被保険者であった期間に [B] を乗
じて得た期間をもって厚生年金保険の被保
険者期間とする。

A : 平成 3 年
B : 5 分の 6

教材・箇所等

暗記カード② 厚年－8

昭和 61 年 4 月 1 日から
[F] 年 3 月 31 日まで
の期間

実月数× [G]

F : 平成 3 年
G : 5 分の 6

2 受給権者が死亡したときは、[C]
の規定による死亡の届出義務者は、
[D] 以内に、その旨を厚生労働大
臣に届出なければならない。ただし、厚
生労働省令で定める受給権者の死亡につ
いて、[C] の規定による死亡の届出
をした場合（受給権者の死亡の日から
[E] 以内に当該受給権者に係る
[C] の規定による死亡の届出をし
た場合に限る。）は、この限りでない。

C : 戸籍法
D : 10 日
E : 7 日

教材・箇所等

暗記カード② 厚年－12

受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定に
よる死亡の届出義務者は、[B] 以内に、
その旨を[A]に届け出なければならない。
ただし、[A] が住民基本台帳法の規定に
より当該受給権者に係る本人確認情報の提供
を受けることができる受給権者の死亡につい
て、その死亡の日から **7 日以内** に戸籍法の規定
による死亡の届出をした場合は、この限りでな
い。

B : 10 日

【 国民年金法 】

教材・箇所等

暗記カード② 国年－21

平成24年10月1日から起算して〔 A 〕を経過する日までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による〔 B 〕を除く。）・・・（略）・・・承認の日の属する月前〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が〔 D 〕しているものに限る

A：3年

B：老齢基礎年金の受給権者

C：10年

D：時効によって消滅

平成24年10月1日から起算して〔 A 〕を経過する日までの間に限り、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（〔 B 〕の受給権者を除く。）・・・（略）・・・承認の日の属する月前〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が〔 D 〕しているものに限る

A：3年

B：老齢基礎年金

C：10年

D：時効によって消滅

教材・箇所等

中間模試・国年

国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による〔 B 〕を除く。）・・・（略）・・・承認の日の属する月前〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が〔 D 〕しているものに限る

B：老齢基礎年金の受給権者

C：10年

D：時効によって消滅

国民年金の被保険者又は被保険者であった者（〔 B 〕を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、・・・（略）・・・承認の日の属する月〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る

B：老齢基礎年金の受給権者

C：前10年

国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法による〔 B 〕を除く。） ・ ・ (略) ・ ・ 承認の日の属する月前〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が〔 D 〕しているものに限る
B：老齢基礎年金の受給権者 C：10年 D：時効によって消滅



教材・箇所等
直前予想答練第3回 選択式問3
被保険者又は被保険者であった者〔 B 〕を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、 ・ ・ (略) ・ ・ 承認の日の属する月〔 C 〕以内の期間であって、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているものに限る
B：老齢基礎年金の受給権者 C：前10年

科目別解答・解説（択一式）

労働基準法・労働安全衛生法

〔問 1〕 正解 A 昭和30.7.19・29基収5875号。労働基準法第91条に規定する減給の制裁に関し、平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、「減給の制裁の意思表示が相手方に到達した日」とされている。

B 法89条2号。設問の通り正しい。

C 法89条、昭和61.6.6基発333号。設問の通り正しい。

D 法89条10号、平成11.3.31基発168号。設問の通り正しい。従来の当該慣習が当該事業場の労働者のすべてに適用されるものである限り、労働基準法第89条第10号の事項(当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項)に包含される。したがって、設問の慣習は就業規則に規定しなければならない。

E 法92条2項。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 B (アとオ)

ア 法39条6項。設問の通り正しい。

イ 法39条7項。年次有給休暇の期間又は時間の賃金については、労働者の指定するところに従い支払わなければならないわけではない。労働基準法第39条第7項においては、「年次有給休暇の期間又は時間については、就業規則その他これに準ずるもので定めるところにより、それぞれ、平均賃金若しくは所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金又はこれらの額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の賃金を支払わなければならない。ただし、当該事業場に、労使協定により、その期間又はその時間について、それぞれ、健康保険法に定める標準報酬日額に相当する金額又は当該金額を基準として厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支払う旨を定めたときは、これによらなければならない」と規定されている。

ウ 法39条1項、昭和63.3.14基発150号。

エ 法117条～120条、法附則136条。労働基準法では、労働基準法附則第136条の規定において、年次有給休暇を取得した労働者に対して、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない旨の定めをしているが、同条は訓示的规定と解されており、罰則の定めはない。

オ 法39条4項、5項、平成21.5.29基発0529001号。設問の通り正しい。労働基準法第39条第5項の時季変更権は、いわゆる時間単位年休の場合にも行使することができる。

【問 3】 正解 B 法24条1項、法37条1項、4項、昭和63.3.14基発150号。設問の「1日及び1か月」は、正しくは「1か月」である。1日における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる端数処理をすることはできない。なお、その他の記述は正しい。

A 法36条1項、労働者派遣法44条2項、昭和61.6.6基発333号。設問の通り正しい。

C 法41条3号、昭和63.3.14基発150号。設問の通り正しい。設問の許可は、労働基準法上の労働時間、休憩、及び休日に関する規定を適用しないこととするものであるから、その許可は、労働者保護の観点から、厳格な判断のもとに行われるべきであるとされている。

D 平成13.4.6基発339号。設問の通り正しい。

E 法36条1項、昭和23.4.5基発535号。設問の通り正しい。

【問 4】 正解 B（アとオ）

ア 法67条1項、労働者派遣法44条2項。設問の通り正しい。

イ 昭和23.12.23基発1885号。労働基準法第65条における「出産」は妊娠4か月以上（1か月は28日として計算する。）の分娩であるため、妊娠85日以上

の場合における出産をいい、死産を含むものとされている。したがって、設問のように、妊娠100日目の女性が流産した場合については、使用者は、当該女性に産後休業を与える必要がある。

ウ 法64条の3,1項。労働基準法では、「妊産婦」は、「妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性」とされている。

エ 法65条3項、労働者派遣法44条。派遣中の派遣労働者が設問の請求を行う場合は、派遣元の事業主に対して行うものとされている。

オ 法66条2項。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 A 法1条。労働基準法第1条にいう「労働条件」とは、賃金、労働時間はもちろんのこと、解雇、災害補償、安全衛生、寄宿舎等に関する条件をすべて含む労働者の職場における一切の待遇をいう。

B 法1条2項。設問の通り正しい。

C 法2条1項。設問の通り正しい。

D 法3条。設問の通り正しい。労働基準法第3条においては、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」とし、労働条件について差別的取扱をしてはならない理由について限定的に列举している。

E 法4条、法119条。設問の通り正しい。

【問 6】 正解 E 法17条。労働基準法第17条は、「使用者は、前借金その他労働することを条件とする前貸の債権と賃金を相殺してはならない」としており、単に金銭を借り受けるだけでは、同条に違反しない。

A 法13条。設問の通り正しい。

B 法14条1項2号。設問の通り正しい。労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、原則として3年を超える期間について締結してはならないとされているが、満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約については、5年以内の契約期間の労働

契約を締結することができる。

- C 法15条1項、則5条。設問の通り正しい。設問の事項は、期間の定めのある労働契約であって当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り明示しなければならない絶対的明示事項である。
- D 法16条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 E（ウとオ）

- ア 法24条1項。設問の通り正しい。
- イ 法24条1項ただし書、国税徴収法76条。設問の通り正しい。
- ウ 法24条1項ただし書。労働協約に別段の定めがある場合には、賃金を通貨以外のもの（現物）で支払うことが許される。
- エ 法24条1項、最二小平成2. 11. 26日新製鋼事件。設問の通り正しい。
- オ 法24条1項、最二小昭和48. 1. 19シンガー・ソーイング・メシーン事件。最高裁判所の判例では、「全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかる」とするものというべきであるから、労働者が退職に際しみずから賃金に該当する退職金債権を放棄する旨の意思表示をした場合に、全額払の原則が当該意思表示の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできない」としており、「当該意思表示が労働者の自由な意思に基づくものであると認めるに足る合理的な理由が客観的に存在していたものということができる」とは、当該意思表示の効力は、これを肯定して差支えないというべきである」としている。

〔問 8〕 正解 C 法66条の8, 2項。事業者の指定した医師が行う面接指導を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う面接指導に相当する面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したと

きは、事業者が行う面接指導を受けなくてもよい。

- A 法66条の8,1項、則52条の2,1項。設問の通り正しい。なお、法定の除外事由に該当するものは、「超えた時間の算定に係る期日前1月以内に面接指導を受けた労働者その他これに類する労働者であつて面接指導を受ける必要がないと医師が認めたもの」である。また、面接指導は、労働安全衛生規則（則52条の3）で定めるところにより、労働者からの申出があったときに、遅滞なく、行わなければならないとされている。
- B 法66条の8,3項、則52条の6,1項。設問の通り正しい。
- D 法66条の8,5項。設問の通り正しい。
- E 法66条の8,4項、則52条の7。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 D 法100条1項、則97条2項。設問のいわゆる労働者死傷病報告書は、休業の日数が2日（休業の日数が4日未満）のときは、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。なお、休業の日数が4日以上の場合は、遅滞なく、提出しなければならないとされている。

- A 法88条3項、法89条1項、3項、4項。設問の通り正しい。
- B 法96条4項。設問の通り正しい。
- C 法93条2項、3項、法96条の2,1項。設問の通り正しい。
- E 法100条1項、則96条1項2号。設問の通り正しい。なお、設問においては、「労働安全衛生法施行令第1条第3号で定めるボイラー（同条第4号の小型ボイラーを除く。）」とされているが、同条第4号の小型ボイラーの破裂の事故が発生した場合についても、設問のいわゆる事故報告書の提出が義務付けられている。

- 〔問 10〕 正解 E 法37条1項、法別表第1、令12条。設問の通り正しい。「労働安全衛生法第37条第1項の規定に基づき、製造しようとする者が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならないもの」とは、特定機械等のことである。つり上げ荷重が5トンの移動式クレーン(つり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン)は、特定機械等に該当し、その製造に当たり、あらかじめ都道府県労働局長の許可を受けなければならない。
- A 法37条1項、法別表第1、令12条。フォークリフトは、特定機械等に該当しない。
- B 法37条1項、法別表第1、令12条。作業床の高さが2メートルの高所作業車は、特定機械等に該当しない。
- C 法37条1項、法別表第1、令12条。不整地運搬車は、特定機械等に該当しない。
- D 法37条1項、法別表第1、令12条。直流電圧が750ボルトの充電電路について用いられる活線作業用装置は、特定機械等に該当しない。

労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 B 労災保険法16条の7,1項3号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法16条の3,4項。設問の場合、その達した「月の翌月」から遺族補償年金の額を改定する。
- C 労災保険法16条の9,2項。労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によって遺族補償年金を受けることができる「先順位又は同順位の」遺族となるべき者を「故意」に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。
- D 労災保険法12条の8,4項。傷病補償年金を受ける者であって、所定の要件を満たしたものには、介護補償給付が行われる。
- E 労災保険法12条の2。設問の場合、保険給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金に係る債権の金額に充当することができる。

〔問 2〕 正解 C 最一小平成9.1.23姫路労働基準監督署長事件。設問の場合、労働者を使用して行っていた土木工事業については保険関係が認められるが、労働者を使用することなく行っていた重機の賃貸業務については保険関係が認められない。したがって、重機の賃貸業務に起因する死亡については、労災保険法に基づく保険給付の対象とならない。

- A 最一小昭和58.10.13雪島鉄工所事件。設問の通り正しい。
- B 労災保険法47条の3。設問の通り正しい。
- D 最一小昭和55.3.27障害等級決定取消。設問の通り正しい。設問のように、身体の部位の機能障害とそこから派生した神経症状が医学的にみて一つの病像と把握される場合には、併合繰上げは行われず、当該機能障害と神経症状を包括して一つの身体障害と評価し、その等級は重い方の障害等級による

ものとされている。

- E 労災保険法施行規則18条の3の4,1項。設問の通り正しい。「支給すべき事由が生じた月」における介護補償給付の額は、労災保険法施行規則に定める額（104,290円）を上限とする実費相当額（介護に要する費用として支出された額）である。

〔問 3〕 正解 B 労災保険法26条2項2号。特定保健指導は、二次健康診断ごとに「1回」に限られる。

- A 労災保険法12条2項。設問の通り正しい。
C 労災保険法26条3項。設問の通り正しい。
D 労災保険法47条の3。設問の通り正しい。
E 労災保険法49条の3。設問の通り正しい。

〔問 4〕 正解 C（イとエ）

- ア 労災保険法7条1項2号、平成20.4.1基発0401042号。設問の通り正しい。
イ 労災保険法31条2項、則44条の2,1項2号。療養の開始後3日以内に死亡した者からは一部負担金は徴収されない。
ウ 労災保険法31条2項、則44条の2,1項3号。設問の通り正しい。
エ 労災保険法7条2項。設問の場合のほか、就業に関し、①厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動、②住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）を、合理的な経路及び方法により行う場合についても通勤に該当する。
オ 労災保険法7条3項、則8条5号、平成20.4.1基発0401042号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D 労災保険法施行規則18条の5,1項。「加害者がいる場合、その氏名及び住所」は療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければなら

ない事項として、労災保険法施行規則に掲げられていない。

- A 労災保険法施行規則18条の5, 1項1号。「災害の発生の時刻及び場所」は、療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられている。
- B 労災保険法施行規則18条の5, 1項3号。「通常の通勤の経路及び方法」は、療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられている。
- C 労災保険法施行規則12条1項5号、則18条の5, 1項。「療養の給付を受けようとする指定病院等の名称及び所在地」は、療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられている。
- E 労災保険法施行規則12条1項1号、則18条の5, 1項。「労働者の氏名、生年月日及び住所」は、療養給付たる療養の給付請求書に記載しなければならない事項として、労災保険法施行規則に掲げられている。

【問 6】 正解 E 労災保険法施行規則21条の2, 1項。「障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、当該障害にかかる負傷又は疾病が治った場合（再発して治った場合は除く。）」は、所轄労働基準監督署長に届け出る必要はない。障害補償年金又は障害年金の受給権者にあつては、「その障害の程度に変更があつた場合」に届け出なければならないとされている。

- A 労災保険法施行規則21条の2, 1項1号。設問の通り正しい。
- B 労災保険法施行規則21条の2, 1項2号。設問の通り正しい。
- C 労災保険法施行規則21条の2, 1項3号。設問の通り正しい。
- D 労災保険法施行規則21条の2, 1項4号。設問の通り正しい。

【問 7】 正解 B 平成18. 3. 31基労管発0331001号、基労補発0331003号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法7条2項3号、平成18. 3. 31基労管発0331001号、基労補発0331003

号、平成20.4.1基発0401042号。「反復・継続性」とは、おおむね「毎月1回以上」の往復行為又は移動がある場合に認められる。

- C 労災保険法7条1項2号、平成20.4.1基発0401042号。通勤の途中において、歩行中にビルの建設現場から落下してきた物体により負傷した場合は、通勤に通常伴う危険が具体化したものとして、通勤による災害と認められる。
- D 労災保険法7条1項2号、平成20.4.1基発0401042号。自殺の場合は、通勤をしていることが原因となって災害が発生したものではないので通勤災害とは認められない。
- E 労災保険法7条1項2号、平成20.4.1基発0401042号。通勤の途中で怨恨をもってけんかをしかけて負傷した場合は、通勤をしていることが原因となって災害が発生したものではないので通勤災害とは認められない。

【問 8】 正解 D 徴収法37条、行審法5条1項1号、法6条3号、法20条。設問の通り正しい。異議申立てをすることがきけるのは、徴収法第15条第3項の規定による概算保険料の額の認定決定の処分について不服があるとき、及び同法第19条第4項の規定による確定保険料の額の認定決定の処分について不服があるときに限られる。その異議申立てに対する決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。

- A 徴収法37条。設問の処分について不服がある場合は、異議申立ての対象となっていない。この場合は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。なお、異議申立てをすることができる場合については、上記Dの解説参照のこと。
- B 徴収法37条。設問の処分について不服がある場合は、異議申立ての対象となっていない。この場合は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。なお、異議申立てをすることができる場合については、上記Dの解説参照のこと。

- C 行審法5条1項1号。設問の場合は、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。
- E 徴収法37条、行審法5条1項1号、法6条3号、法20条。設問の場合には、当該決定処分^{（一）}の処分庁たる都道府県労働局歳入徴収官に対して異議申立て^{（二）}をすることができ、当該異議申立てに対する決定に不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求^{（三）}をすることができる。

- 【問 9】 正解 A 徴収法施行規則73条。設問の通り正しい。なお、代理人選任・解任届に記載された事項であって代理人の選任に係るものに変更を生じたときも同様に届け出なければならない。
- B 徴収法3条、法4条。労働保険の保険関係は、保険関係成立届の提出によって成立するのではなく、適用事業を開始したとき等に法律上当然に成立する。
- C 徴収法4条の2, 2項、則5条2項。名称、所在地等変更届は、事業主の氏名又は名称及び住所等の事項の変更等が生じた日の翌日から起算して10日以内に提出しなければならない。
- D 徴収法施行規則6条3項。一括有期事業開始届は、それぞれの事業を開始した日の属する月の翌月の10日までに提出しなければならない。
- E 徴収法施行規則64条1項、則78条3項。設問の場合の労働保険事務等処理委託届は、労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出するものとされている。

- 【問 10】 正解 D 法12条3項、法20条1項、則17条の2。設問の通り正しい。メリット収支率の算定において、その算定の基礎から特定疾病にかかった者に係る保険給付の額が除かれることとなるが、設問は、その特定疾病に関する問題である。なお、建設の事業に関する特定疾病には、設問のほか、著しい騒音を発する場所における業務による難聴等による耳の疾患なども含まれる。

- A 徴収法12条3項、法20条1項、則18条の2、則附則1条の2。業務災害に係る特別支給金については、一部（遺族補償年金の受給権者が全員失権したことにより支給される遺族補償年金と併せて支給される遺族特別一時金並びに障害特別年金差額一時金、特定疾病にかかった者に対する特別支給金及び第3種特別加入者に対する特別支給金）を除き、メリット収支率の計算に含まれる。
- B 徴収法12条3項。メリット制が適用された労災保険率は、連続する3保険年度の最後の保険年度の次の次の保険年度から適用される。したがって、設問の場合は、平成26年度の保険料からの適用となる。
- C 徴収法12条3項、法20条1項、則18条2項5号。休業補償給付が支給された場合のメリット収支率の計算における保険給付の額の算定は、休業補償給付のうち当該負傷又は疾病に関する療養の開始後3年（2年ではない。）を経過する日前に支給すべき事由の生じたものの額を合計した額により行う。
- E 徴収法12条3項。設問の継続事業の労災保険率のメリット制の適用要件については、正しくは、「いわゆるメリット収支率が85%を超え、又は75%以下である場合」である。

雇 用 保 険 法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 1〕 正解 A 雇用保険法附則2条1項、令附則2条。常時5人未満の労働者を雇用する農林の事業は、「国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業」及び「法人である事業主の事業」を除き、当分の間、任意適用事業とされている。

B 雇用保険法6条5号、則3条の2,1号。設問の通り正しい。いわゆる昼間学生は、原則として適用除外となるが、設問の者や休学中の者等には、雇用保険法が適用される。

C 雇用保険法4条1項、行政手引20352。設問の通り正しい。同時に2以上の雇用関係にある労働者については、当該2以上の雇用関係のうち一の雇用関係（原則として、その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係とする）についてのみ被保険者となる。

D 雇用保険法4条1項、法6条2号、3号、行政手引20352。設問の通り正しい。

E 雇用保険法6条6号。設問の通り正しい。政令で定める漁船に乗り組むために雇用されている船員は、原則として適用除外となるが、政令で定める漁船以外の漁船に乗り組むために雇用されている船員や政令で定める漁船に1年を通じて船員として雇用される者には、雇用保険法が適用される。

〔問 2〕 正解 E (エとオ)

ア 雇用保険法施行規則22条1項、3項。受給資格者は、失業の認定を受けようとするときは、失業の認定日に、管轄公共職業安定所に出頭し、正当な理由がある場合を除き失業認定申告書に受給資格者証を添えて提出した上、職業の紹介を求めなければならない。

イ 雇用保険法15条4項。設問の場合には、証明書による失業の認定を受けることはできない。なお、公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかったときは、その理由を記載

した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることができる。

ウ 雇用保険法施行規則22条2項。「管轄公共職業安定所の長は、受給資格者に対して失業の認定を行ったときは、その処分に関する事項を受給資格者証に記載した上、返付しなければならない」とされており、「正当な理由があるときは、受給資格者証を返付しないことができる」という規定はない。

エ 雇用保険法施行規則46条1項。設問の通り正しい。なお、代理人による「失業の認定」は原則として認められていないが、代理人による「基本手当の受給」は認められている。

オ 雇用保険法施行規則20条2項。設問の通り正しい。なお、受給資格者は、受給期間内に就職したときは、その期間内に再び離職し、当該受給資格に基づき基本手当の支給を受ける場合のために、受給資格者証を保管しなければならないものとされている。

【問 3】 正解 C 雇用保険法28条1項、2項。設問の通り正しい。各延長給付を順次行う優先度は、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付の順に高いことになっており、優先度の高い延長給付を中途で行うようになったときは、優先度の低い延長給付は一時延期されることとなり、優先度の高い延長給付が終わり次第引き続いて低い延長給付が行われることとなる（行政手引52501）。

A 雇用保険法附則5条1項1号、則附則20条2号、行政手引52471。受給資格者が、当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は公共職業安定所が行う再就職を指導するために必要な職業指導を受けることを拒んだ場合については、個別延長給付の対象にならない。

B 雇用保険法24条1項、令4条、行政手引52351、52353。公共職業訓練等を受けるために待期している者に対しては、当該待期している期間のうちの当該公共職業訓練等を受け始める日の前日までの引き続く90日間の期間内の失業している日について、当該受給資格者に対してその所定給付日数を超えて

基本手当を支給するものとされている。この場合の訓練延長給付は、所定給付日数分の基本手当の支給終了後もなお公共職業訓練等を受講するために待期している期間について行われるものであり、雇用保険法第21条に規定する待期期間（離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後通算して7日の失業期間）について行われるものではない。

- D 雇用保険法27条1項、令7条1項1号。全国延長給付が行われるためには、少なくとも設問の率（基本手当の受給率）が100分の4を超えていることが必要である。
- E 雇用保険法25条1項。設問の計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動（広域職業紹介活動）は、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に行わせるものとされている。

【問 4】 正解 C （イとエ）

- ア 雇用保険法60条の2、4項、則101条の2の2、1項5号、則101条の2の4。設問の通り正しい。
- イ 雇用保険法60条の2、1項、則101条の2の8、1項、2項。教育訓練給付金は、当該教育訓練を行った指定教育訓練実施者により当該教育訓練を修了した旨の証明がされた場合でなければ支給されない。
- ウ 雇用保険法施行規則101条の2の8。設問の通り正しい。
- エ 雇用保険法60条の2、5項、則101条の2の7。教育訓練給付金の額として算定された額が4,000円を超えないときは、教育訓練給付金は、支給されない。したがって、設問の場合は他の要件を満たせば教育訓練給付金が支給される。
- オ 雇用保険法施行規則101条の2の9。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 B 雇用保険法施行規則101条の5、9項。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法施行規則101条の8。事業主は、設問の書面による協定がないときは、被保険者に代わって設問の支給申請手続を行うことはできない。
- C 雇用保険法施行規則101条の13、1項、3項。設問の支給申請書の提出は、「支給単位期間の初日から起算して2か月を経過する日の属する月の末日」まで

ではなく、「支給単位期間の初日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日」までにしなければならない。

D 雇用保険法61条1項、2項、雇用保険法61条の2, 1項、2項。高年齢雇用継続給付は、高年齢継続被保険者にも支給され得る。高年齢雇用継続給付は、所定の要件を満たせば65歳に達する日の属する月まで支給されるので、高年齢雇用継続給付の支給対象となる被保険者には「高年齢継続被保険者」が含まれる。

E 雇用保険法61条の6, 1項、則101条の17。被保険者が同居し、かつ、扶養している当該被保険者の祖父母、兄弟姉妹及び孫を介護するために被保険者が休業をし、所定の要件を満たしたときには、介護休業給付金が支給される。

【問 6】 正解 C 雇用保険法32条2項。設問の通り正しい。なお、設問の「1か月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間」は現行1か月とされている（行政手引52156）。

A 雇用保険法52条1項。設問の給付制限は、「その拒んだ日から起算して1か月間」ではなく、「その拒んだ日から起算して7日間」について行われる。

B 雇用保険法34条1項。「偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、やむを得ない理由がある場合を除き、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない」ものとされており、設問の給付制限は、「当該基本手当の支給を受けようとした日から起算して1か月間に限り」ではなく、「当該基本手当の支給を受けようとした日以後」について行われる。

D 雇用保険法21条、法32条1項、昭和24. 1. 19職発72号。待期期間は給付制限期間に含まれないものとされている。したがって、離職後最初に公共職業安定所に出頭した者が、その当日又は待期期間中に、設問の給付制限事由に該当した場合には、まず1か月間の給付制限を受け、その給付制限期間経過後において、さらに7日又は残余の待期日数が7日に達するまで加えられ、その後初めて基本手当の支給を受けることができる。

E 雇用保険法52条3項。設問の給付制限は、「その支給を受けた月及びその月

の翌月から1か月間」ではなく、「その支給を受けた月及びその月の翌月から3か月間」について行われる。

〔問 7〕 正解 D 雇用保険法2条2項、法62条1項1号、令1条1項。雇用安定事業の一つである設問の事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととはされていない。能力開発事業のうち職業能力開発促進法に規定する計画に基づく職業訓練を行う事業主及び職業訓練の推進のための活動を行う同法に規定する事業主等（中央職業能力開発協会を除く。）に対する助成の事業の実施に関する事務は、都道府県知事が行うこととされている。

A 雇用保険法79条1項、3項。設問の通り正しい。なお、設問の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書（雇用保険検査証明書）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

B 雇用保険法施行規則143条。設問の通り正しい。

C 雇用保険法76条1項、則143条の2。設問の通り正しい。

E 雇用保険法74条。設問の通り正しい。

〔問 8〕 正解 B 徴収法34条、平成12.3.31発労徴31号。設問の通り正しい。政府は、労働保険事務組合の委託事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができ、この場合において、労働保険事務組合に対してしたこれらの通知等は、委託事業主に対してしたものとみなされる。設問の雇用保険の被保険者の資格の得喪に係る確認の通知は、上記の通知に含まれる。

A 徴収法35条1項。委託事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされているのであり、設問のように立て替えて納付する

義務はない。

- C 徴収法35条2項、平成12.3.31発労徴31号。労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとされている。設問の場合は、労働保険事務組合の責めに帰すべき事由があるときに該当するため、その限度で、労働保険事務組合も延滞金の納付の責任を負うことになる。
- D 徴収法34条、平成12.3.31発労徴31号。徴収法第34条の規定により、設問の通知の効果については、当該労働保険事務組合と当該委託事業主の間の委託契約の内容のいかんにかかわらず、当該委託事業主に及ぶことになる。
- E 徴収法35条4項、平成12.3.31発労徴31号。設問の場合には、政府は、労働保険事務組合に対して、不正受給者と連帯して失業等給付の返還等を命ずることができる。

〔問 9〕 正解 A 徴収法15条3項、則38条4項。設問の通知は、納付書によって行われる。

- B 徴収法19条5項、則38条5項。設問の通り正しい。設問の通知は、納入告知書によって行われる。

<納入告知書によって通知するもの>

- ・認定決定に係る確定保険料・追徴金の額
- ・有期事業のメリット制の適用により徴収する差額
- ・認定決定に係る印紙保険料・追徴金の額
- ・対象事業主の申出に係る特例納付保険料の額

- C 徴収法25条1項、則38条5項。設問の通り正しい。設問の通知は、納入告知書によって行われる(上記B参照)。

- D 徴収法17条1項、則38条4項。設問の通り正しい。設問の納付は、納付書によって行われる。なお、納入告知書に係る労働保険料等(上記B参照)以外の納付については、納付書によって行わなければならない。

- E 徴収法21条1項、則38条5項。設問の通り正しい。設問の通知は、納入告知書によって行われる(上記B参照)。

〔問 10〕 正解 B 徴収法28条1項。設問後段部分が誤り。延滞金は、労働保険料の額について、督促状に指定した期限の翌日からではなく、法定の納期限の翌日から完納の前日(又は財産差押えの日の前日)までの日数に応じ、所定の割合を乗じて計算する。

- A 徴収法30条、法41条1項、国税通則法72条2項、徴収関係事務取扱手引 I。設問の通り正しい。なお、「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者が、時効の利益を受ける意思表示をすることをいう。民事上の債権について、時効の利益を受けようとするときは、この援用が必要とされ、したがって、援用をしなければ時効の利益を放棄することも可能であるが、政府が労働保険料等を徴収する権利は、時効の援用をすることなく、時効の完成により法律上当然に消滅することとなり、したがって、時効成立後に時効の利益を受ける者(設問の場合は納付義務者)がその時効による利益を放棄することができないものとされている。

- C 徴収法27条1項、3項、法28条1項、法41条2項、則1条3項。設問の通り正しい。
- D 徴収法32条1項、則60条1項。設問の通り正しい。なお、被保険者に支払う賃金から被保険者の負担すべき労働保険料相当額を控除するときは、事業主は、労働保険料控除に関する計算書を作成し、その控除額を当該被保険者に知らせなければならない。
- E 徴収法29条。設問の通り正しい。なお、労働保険料の先取特権の順位は、厚生年金保険、健康保険に係る徴収金と同順位である。

労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

〔問 1〕 正解 D 最二小平成9.2.28「第四銀行事件」。設問文中の「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性にかかわらず」が誤り。就業規則の不利益変更の合理性の有無は、就業規則の変更によって労働者が被る不利益の程度、使用者側の変更の必要性の内容・程度、変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況、労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合又は他の従業員の対応、同種事項に関する我が国社会における一般的状況等を総合考慮して判断すべきであるとするのが最高裁判所の判例である。

- A 労働契約法3条3項。設問の通り正しい。
- B 最二小平成12.3.24「電通事件」。設問の通り正しい。
- C 最二小昭和54.7.20「大日本印刷事件」。設問の通り正しい。
- E 労働契約法20条、平成24.8.10基発0810第2号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C 最一小平成5.3.25「エッソ石油事件」。設問の通り正しい。

A 最三小昭和60.4.23「日産自動車事件」。労働組合法は複数組合主義を採用しており、使用者は、複数組合をそれぞれ承認し尊重し、団体交渉などの場面において中立的な態度をとることが求められていることから、設問文中の「まず企業内の多数労働組合と団体交渉を行う義務を負う」とするのは誤り。

B 労働組合法3条、平成16.9.8東京高裁決定。プロ野球選手、プロサッカー選手等のスポーツ選手は、労働組合法上の労働者に当たるため、これらのプロスポーツ選手が労働組合を作って、団体交渉を行う権利が認められている。なお、プロ野球選手については、昭和60年に「日本プロ野球選手会」、プロサッカー選手については、平成23年に「日本プロサッカー選手会」が、それぞれ労働委員会より労働組合に認められている。

- D 最三小昭和50.11.28「国労広島地本事件」。労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが、組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべきであるとするのが、最高裁判所の判例である。
- E 労働組合法7条2号。義務的団体交渉事項とは、当該事項について労働組合からの団体交渉申込みを使用者が正当な理由なく拒否した場合に、不当労働行為となるものをいう。一般的には「団体交渉を申し入れた労働組合の構成員たる労働者の労働条件その他の待遇、又は当該労働組合と使用者との団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」と解されているが、(東京高判平成19.7.31「根岸病院事件」、東京地判平成9.10.29「エス・ウント・エー事件」など)、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどを予防するための職場環境の整備も、義務的団体交渉事項に含まれる。

【問 3】 正解 B 「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」。設問の通り正しい。

- A 「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」。2010年の女性の25～54歳層の就業率は、OECD 諸国30ヶ国中「22位」である。
- C 「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」。女性の雇用労働者を雇用形態別に見ると、1980年代半ばから1995年頃までは、正規の職員・従業員の割合が、非正規雇用者の割合を上回っていた。
- D 「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」。正社員・正職員の場合、2011年の男女の平均所定内給与額は、男性を100としたとき、女性は「73.3」であり、「80まで上昇」していない。
- E 「平成24年版男女共同参画白書（内閣府）」。就業調整の理由として最も多いのは、「自分の所得税の非課税限度額（103万円）を超えると、税金を支払わなければならないから」である。

〔問 4〕 正解 A 「平成24年版高齢社会白書（内閣府）」P19。60歳以上の高齢者の暮らし向きについて、「心配ない」（「まったく心配ない」と「それほど心配ない」の計）と感じている人の割合は、全体で71.0%となっている。

- B 「平成24年版高齢社会白書（内閣府）」P28。設問の通り正しい。
- C 「平成24年版高齢社会白書（内閣府）」P63。設問の通り正しい。
- D 「平成24年版高齢社会白書（内閣府）」P67、68。設問の通り正しい。
- E 「平成24年版高齢社会白書（内閣府）」P47。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 D 「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」。職種別に正社員と正社員以外の労働者の構成比をみると、正社員の割合が最も高いのは、「事務的な仕事（39.3%）」であり、正社員以外の労働者の割合（24.4%）より高くなっている。

- A 「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- B 「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- C 「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。
- E 「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査（厚生労働省）」。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 A 社会保険労務士法25条の2,1項。設問の通り正しい。

- B 社会保険労務士法5条4号、同法14条の10,1項。懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた場合において、その者が社会保険労務士となる資格を有しない期間は、その処分を受けた日から「3年間」である。
- C 社会保険労務士法25条の2,2項。設問の場合における業務停止期間は、「1年以内」とされており、2年間の業務停止の処分は受けない。

- D 社会保険労務士法14条の10, 1項、同法14条の12, 1項。業務の停止の処分を受けたことをもって、社会保険労務士の登録は抹消されない。なお、業務の停止の処分を受けた場合に、開業社会保険労務士が全国社会保険労務士会連合会へ社会保険労務士証票を返還しなければならないとする部分の記述については正しい。
- E 社会保険労務士法25条の5。設問の場合、厚生労働大臣は、戒告の処分をした旨を当該社会保険労務士に通知するとともに、官報をもって公告しなければならない。

〔問 7〕 正解 C 国民健康保険法116条。設問の通り正しい。

- A 国民健康保険法3条。市町村及び特別区のみならず、国民健康保険組合も、国民健康保険を行うことができる。
- B 国民健康保険法41条1項。設問の保険医及び保険薬剤師に対する国民健康保険の診療又は調剤に関する指導は、「厚生労働大臣又は都道府県知事」が行うこととされている。
- D 国民健康保険法8条1項。市町村が行う国民健康保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった「日の翌日」又は国民健康保険法第6条（第9号及び第10号を除く。）に規定される市町村が行う国民健康保険の被保険者の適用除外事由のいずれかに該当するに至った「日の翌日」から、その資格を喪失する。なお、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったときは、その日から、その資格を喪失する。
- E 国民健康保険法88条1項、2項。国民健康保険診療報酬審査委員会の委員は、「都道府県知事」が委嘱する。なお、その他の記述は正しい。

〔問 8〕 正解 C 確定拠出年金法19条3項。企業型年金加入者は、企業型年金規約で定めるところにより、自ら掛金を拠出することができる。

- A 確定拠出年金法2条2項。設問の通り正しい。

- B 確定拠出年金法19条1項、2項。設問の通り正しい。
- D 確定拠出年金法25条1項。設問の通り正しい。
- E 確定拠出年金法27条。設問の通り正しい。

【問 9】 正解 D 高齢者の医療の確保に関する法律128条1項。後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）についての審査請求は、「後期高齢者医療審査会」に対して行うこととされている。

- A 高齢者の医療の確保に関する法律54条3項。設問の通り正しい。
- B 高齢者の医療の確保に関する法律54条4項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則14条。設問の通り正しい。
- C 高齢者の医療の確保に関する法律54条7項。設問の通り正しい。
- E 高齢者の医療の確保に関する法律160条1項。設問の通り正しい。

【問 10】 正解 C（イとエ）

- ア 児童手当法3条1項。設問の通り正しい。
- イ 児童手当法26条1項、児童手当法施行規則4条1項。設問の「7月1日」を「6月1日」と読み替えると正しい内容となる。
- ウ 児童手当法8条2項、3項。設問の通り正しい。
- エ 児童手当法18条4項2号。設問の費用については、国は負担せず、都道府県がその全額を負担することとされている。
- オ 児童手当法13条。設問の通り正しい。

健康保険法

〔問 1〕 正解 C 法46条、平成25. 2. 4保保発0204第1号。派遣労働者について派遣元と派遣先の事業所が所在する都道府県が異なる場合は、「派遣元事業所」が所在する都道府県の現物給与の価額を適用する。

- A 法41条1項、平成18. 5. 12庁保発0512001号。設問の通り正しい。
- B 法37条1項、最二小昭和36. 2. 24健康保険任意継続被保険者資格取得の承認に対する審査棄却決定取消請求事件。設問の通り正しい。
- D 法35条、昭和3. 7. 3保発480号、昭和5. 11. 6保規522号。設問の通り正しい。
- E 法106条、法114条、昭和48. 11. 7保発99号・庁保発21号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 D 法45条、法156条3項。設問の通り正しい。

- A 法115条、令42条1項2号。設問の被保険者は、70歳未満の上位所得者に該当し、高額療養費算定基準額は「152, 000円」{150, 000円 + (700, 000円 - 500, 000円) × 1 % = 152, 000円} となる。
- B 法104条、法附則3条6項。継続給付の要件である引き続き1年以上被保険者であったことについては、必ずしも同一の保険者でなくてもよく、また、資格の得喪があっても法律上の被保険者としての資格が連続していればよいとされている。
- C 法3条1項、平成22. 12. 10事務連絡。設問文中「2分の1以上」は、正しくは「4分の3以上」である。
- E 法43条の2, 1項。育児休業等終了時の標準報酬月額の設定は、報酬支払の基礎となった日数が17日未満の月がある場合は、その月を除いて報酬月額を算定する。

〔問 3〕 正解 B 法附則3条1項、令25条。設問の通り正しい。

A 法23条1項。設問文中「3分の2以上」は、正しくは「4分の3以上」である。

C 法7条の33、令1条3号。信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められている。

D 法26条3項、令27条。破産手続開始の決定その他特別の理由により、当該事業主が当該費用を負担することができないときは、健康保険組合は、「厚生労働大臣の承認を得て」、これを減額し、又は免除することができる。

E 法7条の41、法7条の42,2号。設問の場合には、あらかじめ「財務大臣」に協議しなければならない。

〔問 4〕 正解 D 法88条1項。設問の場合には、「療養の給付」が支給される。

A 法87条1項、平成22.5.24保医発0524第3号。設問の通り正しい。

B 法99条1項、昭和2.2.26保発345号。設問の通り正しい。

C 法75条の2、平成18.9.14保保発0914001号。設問の通り正しい。

E 法58条1項、昭和32.9.2保険発123号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 C 法3条7項、昭和27.6.23保文発3533号。設問の通り正しい。

A 法55条3項。災害救助法が発動され、都道府県から応急的な医療が行われた場合には、その費用は都道府県の負担となり、その限度において健康保険の保険給付は行われない。

B 法63条2項1号、法85条の2,1項。設問の場合には、入院時生活療養費は支給されない。入院時生活療養費の支給対象となるのは、療養病床に入院する65歳以上の被保険者（特定長期入院被保険者）である。

D 法106条。任意包括脱退により被保険者資格を喪失した場合であっても、所定の要件を満たしていれば、資格喪失後の出産育児一時金の支給を受けることはできる。

- E 法3条7項、平成11.3.19保険発24号・庁保険発4号。設問の者については、原則として被扶養者として認められる。被保険者と同一世帯に属することが被扶養者としての要件である者であって、従来被保険者と住居を共にしていた者が設問の施設等に入所することとなった場合には、病院又は診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられることから、なお被保険者と住居を共にしていることとして取り扱い、その他の要件を満たせば被扶養者として認められる。

〔問 6〕 正解 C 法159条、平成18.3.24保保発0324001号・庁保険発0324001号。労使協定により定められている場合であっても、当該制度は3歳未満の子を養育するための育児休業等に限って適用するものである。

- A 法88条4項。設問の通り正しい。
B 法115条、令41条4項、令42条4項。設問の通り正しい。
D 則40条1項、2項、則170条。設問の通り正しい。
E 法192条。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 E 法100条1項、昭和4.5.22保理1705号。設問の通り正しい。

- A 法100条1項、昭和2.7.14保理2788号。「埋葬を行う者」とは、「現実に埋葬を行う者又は行った者」をいうのではなく、「埋葬の事実如何に関せず、社会通念上埋葬を行うべき者」をいう。
B 則33条。事業主は、正当な理由がある場合は、設問の証明書の求めを拒むことができる。
C 則85条1項4号。埋葬料の申請書には当該被保険者と申請者との続柄を記載しなければならない。
D 法100条2項、昭和26.6.28保文発162号。死亡した被保険者により全然生計を維持されていなかった父母、または兄弟姉妹あるいは子等が、現に埋葬を行った場合には当然「埋葬を行った者」に含まれる。

〔問 8〕 正解 A 法116条、昭和36.7.5保険発63号。設問の場合、死亡は最終1回限りの絶対的事故であること等から給付制限は行わず、埋葬料については支給される。

B 法57条、昭和31.11.7保文発9218号。設問の通り正しい。

C 法170条2項、3項。設問の通り正しい。

D 法79条1項。設問の通り正しい。

E 法116条、昭和35.4.27保文発3030号。設問の通り正しい。

〔問 9〕 正解 A 法3条1項、昭和24.7.7職発921号。設問の通り正しい。

B 法99条1項、法附則3条5項。労務に服することができなくなった日から起算して「3日」を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、1日につき、標準報酬日額の「3分の2」に相当する金額を支給する。

C 則34条。事業主は、健康保険に関する書類を、その完結の日より「2年間」保存しなければならない。

D 法3条1項4号、昭和9.4.17保発191号。設問のように、業務の都合により継続して4か月以上使用されることになった場合においても、被保険者とはならない。

E 法161条、昭和2.2.14保理218号。事業主は被保険者に支払う報酬から控除した被保険者が負担する保険料の額の如何にかかわらず、保険料全額の納付義務がある。

〔問 10〕 正解 C（ウとオ）

ア 法99条1項、昭和5.10.13保発52号。設問の通り正しい。

イ 法99条1項、昭和2.5.10保理2211号。設問の通り正しい。

ウ 法99条、昭和2.2.18保理719号。被保険者の傷病手当金の請求権は一種の金銭債権であるので、死亡したときはその相続権者が当然請求権をもつ。

エ 法116条、平成22.5.21保保発0521第1号。設問の通り正しい。

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

オ 法115条の2,1項、平成21.4.30保保発043002号。健康保険の被保険者及び被扶養者についてそれぞれ個別に算定するのではなく、世帯単位で算定する。

厚生年金保険法

〔問 1〕 正解 E (エとオ)

ア 法12条4号カッコ書。船舶所有者に使用される船員は、設問の場合であっても適用除外とならない。

イ 法附則4条の5,1項。設問の者は、高齢任意加入被保険者となる。

ウ 法12条2号カッコ書。船舶所有者に使用される船員は、設問の場合であっても適用除外とならない。

エ 法12条3号。設問の通り正しい。

オ 法12条5号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 C 法52条2項、3項。障害厚生年金の受給権者が65歳未満の場合であっても、当該受給権を取得した日又は厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ、障害厚生年金の額の改定を請求することができない。

A 法附則11条5項。設問の通り正しい。

B (60)法附則75条、旧厚年法69条、平成23.3.29年管管発0329第1号。設問の通り正しい。

D 法87条1項、法附則17条の14、平成24.12.3年管管発1203第3号。設問の通り正しい。

E 法47条1項。設問の通り正しい。

〔問 3〕 正解 A 基金令26条2項、同令26条の2,2項。設問の通り正しい。

B 法160条1項、2項。連合会は、基金から設問の義務の移転の申出があったときは、これを拒絶してはならないとされている。

C 法147条4項、5項。設問の残余財産は、解散した日において当該基金が年

金たる給付の支給に関する義務を負っていた者に分配しなければならず、当該残余財産を事業主に引き渡してはならないとされている。

D 法138条5項、法139条3項ただし書。設問文後段の「掛金は当該事業主のみが負担し、加入員に負担させてはならない」とする記述が誤り。設問の掛金は、事業主が負担するのが原則であるが、加入員は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、当該掛金の一部を負担することができるものとされている。

E 法119条1項～3項。基金の理事長は、「加入員において互選した代議員である理事のうちから、理事が互選する」のではなく、「設立事業所の事業主において選定した代議員である理事のうちから、理事が選挙する」ものとされている。

〔問 4〕 正解 B 法86条2項、3項。設問の督促状は、健康保険法の規定による督促状に併記して、発することができるのであって、「同法同条の規定による督促状により、これに代えることができる」のではない。

- A 法86条1項。設問の通り正しい。
- C 法86条4項。設問の通り正しい。
- D 法86条5項1号。設問の通り正しい。
- E 法86条5項2号。設問の通り正しい。

〔問 5〕 正解 E 法8条の3。設問の通り正しい。

- A 法6条4項。適用事業所とすることについての厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（適用除外となる者を除く。）の2分の1以上の同意を得て申請しなければならない。
- B 法8条。適用事業所でなくすることについての厚生労働大臣の認可を受けようとするときは、当該事業所に使用される者（適用除外となる者を除く。）の4分の3以上の同意を得て申請しなければならない。
- C 法8条の2,1項。異なる事業主の事業所については一括することはできない。

- D 法8条の2,1項。事業主が同一である2以上の適用事業所を1つの適用事業所とするためには、厚生労働大臣への届出では足りず、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

〔問 6〕 正解 E 法39条。共済組合が支給する年金たる給付と厚生年金保険法の年金たる保険給付との間で内払の調整は行われない。

- A 法39条1項。設問の通り正しい。
B 法39条1項。設問の通り正しい。
C 法39条2項。設問の通り正しい。
D 法39条3項。設問の通り正しい。

〔問 7〕 正解 D 法83条の2。設問の通り正しい。

- A 法82条1項。事業主は自らの負担すべき保険料額の負担の割合を増加することはできない。なお、被保険者が負担すべき保険料額の負担の割合を増加することもできない。
B 法83条2項。設問の場合、6箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたもののみなすことができる。
C 法83条3項。法83条2項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなすに当たり、事前の通知及び納付義務者の同意を得ることを要しない。なお、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生労働大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならないとされている。
E 法84条1項。保険料の源泉控除をするに当たり、厚生労働大臣への申出及びその承認を得ることを要しない。

〔問 8〕 正解 A 法23条1項、平成15.2.25保発0225004号・庁保発2号。設問の通り正しい。

- B 法46条1項。総報酬月額相当額とは、標準報酬月額とその月（被保険者である日等が属する月）以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算して得た額である。
- C 平成23.3.23年発0323第1号。「年額130万円以上」ではなく、「年額850万円以上」である。
- D 法44条の3,1項、(16)法附則42条。設問の者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに、他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付（老齢基礎年金及び付加年金並びに障害基礎年金を除く。以下同じ。）若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付（退職を支給事由とするものを除く。以下同じ。）の受給権者であつたとき、又は当該老齢厚生年金の受給権を取得した日から1年を経過した日までの間において他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付若しくは他の被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となったときは、当該老齢厚生年金の支給繰下げの申出をすることができない。
- E 法46条1項、(60)法附則62条1項。60歳台後半の在職老齢年金の計算に係る基本月額、老齢厚生年金の額（加給年金額、繰下げ加算額及び経過的加算額を除く。）を12で除して得た額である。60歳台後半の在職老齢年金の計算において、老齢基礎年金の額は考慮されない。

【問 9】 正解 D（ウとカ）

- ア 則21条の2,1項。設問の「被保険者の住所変更の届出」については、速やかに、届け出なければならない。
- イ 則2条1項。設問の「2以上の事業所勤務の届出」については、10日以内に、届け出なければならない。
- ウ 則19条の5,1項。設問の通り正しい。
- エ 則19条1項。設問の「被保険者の報酬月額変更の届出」については、速やかに、届け出なければならない。

オ 則37条1項。設問の「氏名変更の届出」については、10日以内に、届け出なければならない。

カ 則24条1項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 B (60)法附則60条2項。設問の通り正しい。

A 法56条3号。障害手当金は、障害の程度を定めるべき日において、当該障害の原因となった傷病について労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付を受ける権利を有する者にも支給されない。

C 法50条3項。障害厚生年金の最低保障額は、障害等級2級の障害基礎年金の額に $\frac{4}{3}$ を乗じて得た額に端数処理をして得た額である。

D (8)法附則11条2項、3項ただし書。設問の遺族厚生年金の受給権を取得した夫が、その受給権を取得した当時55歳以上であった場合には、その夫が障害等級1級又は2級に該当しなくなったときであっても、当該遺族厚生年金の受給権は消滅しない。なお、障害等級1級又は2級に該当しなくなったときにおいて、60歳未満であるときは、60歳に達するまでの期間、その支給が停止される。

E 法附則9条の2, 2項1号、(6)法附則20条1項、2項、(16)法附則36条1項。昭和21年4月2日以後に生まれた者に支給する特別支給の老齢厚生年金の定額部分の額の計算に係る被保険者期間の月数は、男女問わず480を上限とする。

国 民 年 金 法

〔問 1〕 正解 D 法19条2項。設問の通り正しい。

- A 法93条4項、令9条1項。保険料の免除を受けた場合に前納した保険料を還付するとする規定はない。
- B 法105条3項、則19条1項、則20条1項。氏名変更届は、厚生労働大臣が住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報の提供を受けることができる場合であっても、提出を省略することはできない。
- C 法94条の3, 1項。設問の「被用者年金保険者に係る被保険者」には、厚生年金保険の被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者も含まれる。
- E (60)法附則8条2項1号。昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間の厚生年金保険の被保険者期間のうち、保険料納付済期間とされるのは、20歳以上60歳未満の期間である。

〔問 2〕 正解 E (イとオ)

- ア 法7条1項2号、法9条3号カッコ書。被用者年金各法の被保険者等は、60歳に達した日にその資格を喪失しない。60歳に達した日に資格を喪失するのは、第1号被保険者及び第3号被保険者である。
- イ 法7条1項2号、3号。設問の通り正しい。
- ウ 法附則5条1項2号。日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、国籍を問わず、厚生労働大臣に申し出て任意加入被保険者となることができる。
- エ 法7条1項1号。日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であっても、被用者年金各法に基づく「老齢給付等」の受給権者は、第1号被保険者とならない。
- オ 法7条1項1号、2号、3号、法附則3条、法附則4条の2。設問の通り正しい。設問の場合、夫が65歳に達すると第2号被保険者の資格を喪失するので、そ

の妻は、60歳未満であっても第3号被保険者となることはできない。

【問 3】 正解 E 法14条、法附則7条の5,1項。設問の通り正しい。

- A 法20条1項、法附則9条の2の4、厚年法38条1項、厚年法附則17条。受給権者が65歳以上である場合は、老齢基礎年金と遺族厚生年金も併給される。
- B 法20条4項。設問の選択替えは「いつでも」行うことができるとされている。
- C 法27条の2,2項、法27条の4。68歳に達する年度前にある受給権者についての改定率の改定は、調整期間中においても行われる。
- D 法127条2項、3項。国民年金基金の加入員は、任意にその資格を喪失することは認められていないので、「加入員資格の喪失の申出が受理された日にその加入員の資格を喪失する」とする規定はない。

【問 4】 正解 D 平成23.3.23年発第323001号。設問の状態がおおむね「10年」程度以上継続しているときは、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する。

- A 平成23.3.23年発第323001号。設問の通り正しい。
- B 平成23.3.23年発第323001号。設問の通り正しい。
- C 平成23.3.23年発第323001号。設問の通り正しい。
- E 平成23.3.23年発第323001号。設問の通り正しい。

【問 5】 正解 B（アとオ）

- ア 法7条1項1号、平成24.6.14年管管発0614第4号。設問の通り正しい。
- イ 法7条1項1号、平成24.6.14年管管発0614第4号。外国人で住民基本台帳に記録されない短期滞在者であっても、日本国内に住所を有することが明らかとなった者は、第1号被保険者となることがある。
- ウ 法9条2号、平成24.6.14年国発0614第1号、年管管発0614第2号。設問の者の資格喪失日は、原則として、出国の日の翌日（日本国内に住所を有しなく

この解答速報の著作権はTAC㈱のものであり、無断転載・転用を禁じます。

なった日の翌日)である。

エ 則6条の2,1項、平成19.2.21庁保発0221001号。設問の場合には、第1号被保険者への種別変更の届出が必要である。

オ 則77条の7,3号、平成24.7.6年管管発0706第1号。設問の通り正しい。

〔問 6〕 正解 E (60)法附則8条5項11号。設問の通り正しい。

A (60)法附則8条1項。設問の期間は、保険料免除期間とみなされる。

B (60)法附則8条5項。設問の期間を合算対象期間に算入する旨の規定はない。

C (60)法附則8条5項8号。国会議員であった期間のうち60歳以上65歳未満の期間は合算対象期間には算入されない。

D (60)法附則8条5項10号。設問の期間のうち合算対象期間に算入されるのは、昭和57年1月1日前の期間とされている。

〔問 7〕 正解 C (イとウ)

ア 法36条の3,1項。設問の場合には、原則として、年金額の全部又は2分の1に相当する部分の支給が停止される。

イ 法36条の2,2項。設問の通り正しい。

ウ 法36条の2,1項4号。設問の通り正しい。

エ 法36条の2,1項2号、3号。国民年金法第30条の4に規定する20歳前傷病による障害基礎年金について、設問の施設に入所しているときに支給停止される旨の規定はない。

オ 法36条の4,1項。設問の対象となる被害金額は、その財産の価格のおおむね2分の1以上とされている。

〔問 8〕 正解 B 法附則5条9項4号、(23)法附則2条1項。設問の通り正しい。設問の任意加入被保険者期間中の一部について保険料を納め忘れていた場合、現在は保険料の後納制度によって、保険料を納めることができる。

- A (60)法附則8条5項10号。設問の者が永住許可を受けたのは、昭和57年1月1日より後であるため、設問の場合に合算対象期間とされるのは、昭和57年1月1日前（昭和56年12月31日まで）の期間となる。
- C 法附則5条1項。設問のように老齢厚生年金の支給が開始されると国民年金法の任意加入被保険者になることができないという規定はない。
- D (60)法附則8条5項7号。厚生年金保険法の規定による脱退手当金を受けた者について、当該脱退手当金を受給した期間を合算対象期間とするためには、その者について昭和61年4月1日以後65歳に達する日の前日までに保険料納付済期間又は保険料免除期間を有していることが必要となる。
- E 法附則5条6項4号、12項。設問の者の条件は以下の通りである。
- ① 設問の現在（平成25年4月12日）における年齢は59歳。
 - ② 20歳から現在まで保険料を滞納することなく納付しており、かつ、保険料の免除の適用を受けたことがないので、現時点での保険料納付済期間は39年以上。
 - ③ 仮に現在より後、60歳未満の期間について保険料を滞納し、60歳以降任意加入被保険者の資格を取得したとしても、任意加入被保険者は、保険料納付済期間の月数が480に達したときに被保険者の資格を喪失するため、この者は最長で65歳まで引き続いて任意加入被保険者でいることはできない。

以上の条件を考慮すると、設問の者が60歳以降、国民年金基金の加入員となれる期間は、任意加入被保険者である期間に限られるため、この者は60歳以降65歳未満の期間引き続いて国民年金基金の加入員となることはできない。

- 〔問 9〕 正解 C 法37条の2, 1項2号、法52条の2, 2項1号、厚生年金保険法58条1項4号、同法59条1項2号。原則として、死亡した者の死亡日においてその者の死亡により遺族基礎年金を受けることができる者がいるときは、死亡一時金は、支給しないこととされているので、設問の子

が遺族基礎年金と遺族厚生年金の受給権を取得し、当該年金を受給できるときは、死亡一時金を受給することはできない。

- A 法52条の2,1項、法52条の3,1項、厚生年金保険法58条1項4号、同法59条1項1号。設問の通り正しい。
- B 法49条、法52条の2,1項、法52条の3,1項、法52条の6、厚生年金保険法58条1項4号、同法59条1項。設問の通り正しい。
- D 法52条の2,1項、法52条の3,1項、3項。設問の通り正しい。
- E 法37条の2,1項、法52条の2,1項、法52条の3,1項、厚生年金保険法58条1項4号、同法59条1項。設問の通り正しい。

〔問 10〕 正解 A 法33条の2,1項。設問の場合には、その子を対象として加算額が加算される。

- B 法29条、法43条、法47条、法48条。設問の通り正しい。
- C 法25条。設問の通り正しい。
- D 法40条2項。設問の通り正しい。
- E 法101条1項、社審法4条2項、同法5条。設問の通り正しい。

M E M O

インターネットだからできる、リアルタイムで解答分析 本試験解答分析サービス

登録
無料

【解答登録期間】8/25(日)16:00 ~ 9/6(金)12:00

本試験当日より実施!!

【結果閲覧期間】8/26(月)19:00 ~ 10/15(火)11:00

※1 登録期間終了後の登録は行いません。
※2 結果閲覧期間中は、本試験当日より実施!!
※3 結果閲覧期間中は、本試験当日より実施!!

TACホームページよりご参加ください

TAC 検索 <http://www.tac-school.co.jp/> 社会保険労務士 をクリック

全国の受験者からデータ収集

インターネットを活用して日本全国の受験者から解答データを収集し、より精度の高い得点分析・成績結果を提供する、TAC独自の画期的な解答分析サービスです。

登録から結果の確認まで、 すべてWebで完結!

Web上で解答を入力(選択)するだけで、スクリーンに採点結果が表示されます。また定期的に再集計されますので、登録者数が増えるにつれ、日に日に精度の高い分析データが提供されます。(何度でもログインして確認できます。)

本試験解答分析サービス参加者にはもれなく

「模範解答集」を
プレゼント!

◎9月中旬以降順次発送予定
写真:第44回模範解答集



本試験解答分析サービスの流れ

画面上の指示に従って進むだけで、
スクリーンに結果表示!

1 参加エントリー

TACホームページよりユーザー登録画面に必要事項を入力の上、登録してください。個人IDとパスワードを発行し、メールでお知らせします。



2 解答入力

解答入力画面より、各科目の解答を入力してください。全科目の入力が終了しますと、判定画面に進みます。



3 採点・分析結果表示

8/26(月)19:00より、採点・集計結果を公開。さらに9/2(月)11:00より、TACの[合格ライン予想]及び[順位]も公開します。



4 講評アップ

9/13(金)10:00より、PDFファイルにて今年の本試験の総括を講評として掲載します。



注意事項

- ・当サービスは、あくまでもTAC独自の解答・配点予想に基づくものであり、本試験の可否とは関係ありません。
- ・当サービスを利用したことによるあらゆる結果に関して、弊社は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・当サービスの著作権はTAC(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

画面は開発中のものであり、
実際とは異なる場合がございます。

資格の学校 **TAC**

年金アドバイザー 3級講座 [全8回] 9月開講

2012年10月試験
TAC本科生合格者数

346名!

※2012年10月試験 年金アドバイザー3級本科生コース受講者の合格者数において「合格」と認定された方の人数。
※本科生とは、目標年度の試験に合格するために必要と考えられる講義・実習科目を履修したコースです。

最優秀賞 受賞者も輩出!

※合計点数1100点以上と認定され、協会より最優秀賞と認定されたTAC本科生合格者は8名。

年金アドバイザーは、社労士試験における年金科目と学習範囲が重なっている部分も多いため、社労士学習経験者にとっては大きなアドバンテージとなります。
全8回・約1カ月の短期集中講義で、10月の本試験合格を目指します。

年金アドバイザーとは、

銀行業務検定協会の認定資格であり、年金に関する相談や助言・指導を行うスキルを認定するものです。年金給付の種類やその支給要件等に加えて、実際の年金額の計算方法や年金相談事例など、実践的なスキルを身につけることができます。

**11月の社労士試験合格発表までの間に
学習&受験できます!**

知識がピークの
今こそ挑戦しよう!
**社労士受験者に
オススメ!**

年金アドバイザー3級 合格カリキュラム [全8回]

9月開講

10月

8/25
日
社労士本試験

INPUT

基本知識対策
[全6回]

TAC3級オリジナルテキストを使って、本試験合格に必要な知識、ポイントを専任講師が分かりやすく解説していきます。

+

OUTPUT

技能・応用対策
[全2回]

過去5年分の試験傾向を徹底分析して作成したオリジナル予想問題と詳細な解答解説を用いて、技能・応用の「解き方」をレクチャーします。

10/27
日
年金アドバイザー3級本試験

11/8
金
社労士合格発表

特別セミナー開催! 「年金アドバイザー3級の
魅力と取得メリット」

**予約不要
参加無料**

直接会場まで
お越しください。

→まずはセミナーに参加してみてください! (各回約60分間)

渋谷校	8/31 日 17:00~	八重洲校	9/1 日 13:00~	名古屋校	8/31 日 16:30~	なんば校	8/31 日 13:15~
新宿校	8/31 日 13:00~	横浜校	9/1 日 13:00~	梅田校	9/1 日 16:15~		

→インターネットでスタジオ収録版を先行配信!

<http://www.tac-school.co.jp/> → TAC動画チャンネルをクリック!

同セミナーを8/1 日 12:00よりTAC動画チャンネルにて配信いたします。



■専用パンフレットのご請求は下記まで

TAC
ホームページ <http://www.tac-school.co.jp/> TAC 検索

電話 **0120-509-117**

受付時間
9:30~19:00(月~金)
9:30~18:00(土・日・祝)

携帯電話
バーコードに刺さっているカメラ付き携帯電話で上記のバーコードを読み取ってアクセスしてください。



資格の学校
TAC

注目高まる
検定試験!

メンタルヘルス・ マネジメント®検定試験

Ⅱ種(ラインケアコース)対策講座

Ⅰ種(マスターコース)対策講座

仕事や職場における悩みやストレスは年々増加しており、今や企業において従業員に対する積極的なメンタルヘルス対策は必須となっています。

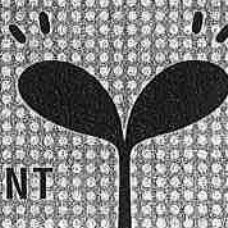
メンタルヘルス・マネジメント®検定試験は、働く人たちの心の健康管理と活力ある職場づくりを目指して、職場内の役割に応じて必要なメンタルヘルスケアに関する知識や対処方法を習得していただくものです。

これらの知識の取得は、企業の人事労務管理スタッフおよび管理監督者(管理職)、一般社員において広く役立ち、また総務人事部門にお勤めの方は職場で大いに活かすことができます。

また、学習上において労働安全衛生法などの法律についても触れますので、社労士試験合格者の方は更なるスキルアップを図るのにオススメの検定試験です。

今注目のメンタルヘルス・マネジメント®検定試験にぜひともTACで学習してチャレンジしてみてください!

MENTAL
HEALTH
MANAGEMENT



Ⅱ種特別セミナー開催!

参加無料・予約不要 直接会場までお越しください。

メンタルヘルス・マネジメント®検定試験の概要や、学習によって得られるメリットなどを講師がお伝えします。

→まずはセミナーに参加してみてください!! (各回約40分)

梅田校 9/1(日) 17:15~

渋谷校 9/22(日) 17:00~

八重洲校 9/24(火) 19:00~

2013年10月より開講予定

Ⅱ種(ラインケアコース)対策講座
教室講座・個別DVD講座・DVD通信講座・Web+DL通信講座

2013年9月より順次発送予定

Ⅰ種(マスターコース)対策講座
DVD通信講座・Web+DL通信講座

▶詳細は「2013年11月合格目標 メンタルヘルス・マネジメント®検定試験 対策講座パンフレット」(2013年8月下旬完成予定)
または8月下旬以降TACホームページにてご確認ください。

資料のご請求はこちら

2013年8月下旬予定
完成が第1発送

▶TACホームページ

<http://www.tac-school.co.jp/>

フリーダイヤル

0120-509-117

資格の学校
TAC